

職員の懲戒処分について

職員の不祥事案件について、当該職員に対し以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様にご迷惑をお詫びするとともに、不祥事の再発防止に向け、より一層職員の服務規律の確保に努めてまいります。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
減給 10分の1 2月	健康福祉局 健康部 課長補佐級 (56歳)	平成19年5月から令和2年3月までの間、適切に届出を行わなかった結果、扶養手当(合計245万6,463円)を不正に受給したこと。	地方公務員法 第29条第1 項第1号及び 第2号に該当

2 処分日

令和3年7月30日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課 : 総務局 人事部 人事課 電 話 : 072-228-7907 ファックス : 072-228-8823
----------------------------	---